事務事業評価調書

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	8 － 11

事　業　名	生活環境保全林等維持管理事業	担当課・係名（上段：課名・下段：係名）	産業振興課
（計画事業名）	生活環境保全林等維持管理事業		林務係
（細事業名）	生活環境保全林等維持管理事業	調書作成者職氏名	技 師 辻 栄 浩 二

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	■ 登載事業　□ 非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	自然と共生する快適環境のまち	
施策の項目の分類	快適環境の創造	【根拠法令等】
主要施策の分類	自然環境・景観の保全と活用	【事務種類】　自治事務（その他・単独）

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	（Who）	一般町民	受益者負担	有 ・ (無)
事業の意図	（What）	植栽して期間が経過していないため、樹木が幼令なのでこれらの樹木の維持管理を行う		
事業の手段	（ How ）	普通下刈		
事業の結果	（Outcome）	適正な維持管理によって保健保安林の機能が向上し、町民の保健休養林として活用された		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備　考】
普通下刈	A＝8.48ha	A＝8.48ha	A＝7.61ha（1回）	A＝8.48ha（2回）	A＝8.48ha	H12 ～ H19	696千円
			A＝0.87ha（2回）				

【事業計画の達成状況】

(a) 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

（説明）～事業執行上からの課題・町民からの意見等

【本年度の事業実施スケジュール】
業務期間　6月から9月（予定）
請負業者　未　定

【町民への周知方法】

【関係機関・関係部署との役割分担】

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ（廃止・縮小）事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担
（1）行政としての役割
ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
(エ) 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

（行政と民間のいずれが行うべきか）
(a) 行政が行うべきである
b 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

（説明）

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 該当 ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) (a) 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 適正な維持管理によって保健保安林の機能が向上し、町民の保健休養林として活用できる
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) (a) 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 快適な生活環境を保全・形成することを目的に、平成7～11年度に道営事業で植栽が行われたもので、植栽して期間が経過していないため、樹木が幼令なのでこれらの樹木の維持管理を行う

VI事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ (不 可)	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ (非該当) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (無) (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
【事業の対象・手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) (a) 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) (a) 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) (a) 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）
イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）
ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）
エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）
C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）
D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 A ― ア（※A選択の場合のみ） （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）

事務事業評価調書

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	8 － 12

事　業　名	町有林造林事業（町有林新植造林事業）
（計画事業名）	町有林新植造林事業
（細事業名）	町有林新植造林事業

担当課・係名（上段：課名・下段：係名）	産業振興課 林務係
調書作成者職氏名	技 師 辻 栄 浩 二

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	■ 登載事業　□ 非登載事業	
まちづくりの基本目標の分類	躍動感みなぎる産業のまち	
施策の項目の分類	林業の振興	
主要施策の分類	森林施業の計画的推進	

【総合計画以外の計画・指針等】
雄武町森林整備事業計画、森林施業計画

【根拠法令等】森林環境保全整備事業実施要領

【事務種類】　自治事務（その他・補助）

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	（Who）	町有林	受益者負担	有 ・ (無)
事業の意図	（What）	森林施業計画に基づき新植造林を実施し、未立木地の解消、国土の緑化及び森林資源の確保を図る		
事業の手段	（ How ）	人工造林		
事業の結果	（Outcome）	未立木地の解消が図られた		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備　考】
人工造林	A＝5.0ha	A＝3.0ha	A＝3.0ha	A＝2.0ha	A＝5.0ha	H10 ～ H19	2,468千円
作業路		L＝1,300m		L＝800m			

【事業計画の達成状況】
(a)　事業計画を予定どおりに達成している
b　事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c　事業計画を達成できる見込みがない

（説明）～事業執行上からの課題・町民からの意見等

【本年度の事業実施スケジュール】
事業期間　7月～10月（予定）

【町民への周知方法】

【関係機関・関係部署との役割分担】

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ（廃止・縮小）事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担
（1）行政としての役割
ア　公共的な財・サービスの提供
イ　最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ　市場原理が働かない財・サービスの提供
(エ)　社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ　第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ　市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
キ　上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

（行政と民間のいずれが行うべきか）
(a)　行政が行うべきである
b　一部は民間が行うべきである
c　民間が行うべきである

（説明）

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 (該当) 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 本町の森林資源を確保するとともに、町土の保全など森林の持つ多面的な機能の有効活用を図っていく必要がある
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) (a) 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 森林資源内容の充実と生産力の増強が図られ、併せて、森林の持つ多様な機能が高度に発揮されつつある
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) (a) 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 無立木地の解消を図るとともに、森林の持つ多面的な機能の有効活用を高度発揮させるため、計画的な人工造林を推進する

Ⅵ事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ (不 可)	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ (非該当) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (無) (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
【事業の対象・手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) (a) 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) (a) 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない (b) a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）
イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）
ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）
エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）
C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）
D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 A ― ア（※A選択の場合のみ） （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）

事務事業評価調書

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	8 － 13

事 業 名	町有林下刈事業
(計画事業名)	町有林下刈事業
(細事業名)	町有林下刈事業

担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	産業振興課 林務係
調書作成者職氏名	技 師 辻 栄 浩 二

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	■ 登載事業 □ 非登載事業	
まちづくりの基本目標の分類	躍動感みなぎる産業のまち	
施策の項目の分類	林業の振興	
主要施策の分類	森林施業の計画的推進	

【総合計画以外の計画・指針等】
雄武町森林整備事業計画、森林施業計画

【根拠法令等】森林環境保全整備事業実施要領

【事務種類】 自治事務 (その他・補助)

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	(Who)	町有林	受益者負担	有 ・ (無)
事業の意図	(What)	森林施業計画に基づき普通下刈を実施し、国土の緑化及び森林資源の確保と向上を図る		
事業の手段	(How)	普通下刈		
事業の結果	(Outcome)	人工林の健全な育成が促進された		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備 考】
普通下刈	A＝80ha	A＝65ha	A＝63ha	A＝59ha	A＝65ha	H10 ～ H19	2,994千円

【事業計画の達成状況】
(a) 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等

【本年度の事業実施スケジュール】
事業期間 6月～8月 (予定)

【町民への周知方法】

【関係機関・関係部署との役割分担】

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ (廃止・縮小) 事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担
(1) 行政としての役割
ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
(エ) 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

(行政と民間のいずれが行うべきか)
(a) 行政が行うべきである
b 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

(説明)

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 (該当) 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 本町の森林資源を確保するとともに、町土の保全など森林の持つ多面的な機能の有効活用を図っていく必要がある
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) (a) 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 森林の公益的機能が高度発揮されるとともに、みどり豊かな町づくりを進めることにより地域林業の振興が図られる
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) (a) 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 森林施業計画に基づき、下刈を実施し、国土の緑化及び森林資源の確保と向上を図る

Ⅵ事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ (不 可)	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ (非該当) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (無) (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
【事業の対象・手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) (a) 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) (a) 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない (b) a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）
イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）
ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）
エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）
C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）
D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 A ― ア（※A選択の場合のみ） （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）

事務事業評価調書

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	8 － 14

事 業 名	町有林除間伐事業
(計画事業名)	町有林除間伐事業
(細事業名)	町有林除間伐事業

担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	産業振興課 林務係
調書作成者職氏名	技 師 辻 栄 浩 二

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	■ 登載事業 □ 非登載事業
まちづくりの基本目標の分類	躍動感みなぎる産業のまち
施策の項目の分類	林業の振興
主要施策の分類	森林施業の計画的推進

【総合計画以外の計画・指針等】
雄武町森林整備事業計画、森林施業計画

【根拠法令等】森林環境保全整備事業実施要領

【事務種類】 自治事務 (その他・補助)

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	(Who)	町有林	受益者負担	有 ・ (無)
事業の意図	(What)	森林施業計画に基づき除間伐を実施し、国土の緑化及び森林資源の確保と向上を図る		
事業の手段	(How)	除間伐		
事業の結果	(Outcome)	人工林の健全な育成が促進された		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備 考】
除間伐	A＝29.8ha	A＝29.8ha	A＝61.7ha	A＝69.5ha	A＝65.0ha	H10 ～ H19	11,506千円
作業路							

【事業計画の達成状況】
(a) 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等

【本年度の事業実施スケジュール】
事業期間 6月～10月 (予定)

【町民への周知方法】

【関係機関・関係部署との役割分担】

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ (廃止・縮小) 事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担
(1) 行政としての役割
ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
(エ) 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

(行政と民間のいずれが行うべきか)
(a) 行政が行うべきである
b 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

(説明)

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 (該当 ・ 非該当) (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 本町の森林資源を確保するとともに、町土の保全など森林の持つ多面的な機能の有効活用を図っていく必要がある
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) (a) 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 森林の公益的機能が高度発揮されるとともに、みどり豊かな町づくりを進めることにより地域林業の振興を図られる
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) (a) 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 森林施業計画に基づき、除間伐を実施し、国土の緑化及び森林資源の確保と向上を図る

Ⅵ事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ (不 可)	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ (非該当) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (無) (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
【事業の対象・手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) (a) 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) (a) 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない (b) a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）
イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）
ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）
エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）
C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）
D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 A ― ア（※A選択の場合のみ） （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）

事務事業評価調書

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	8 － 15

事 業 名	野ねずみ駆除事業
(計画事業名)	町有林野ねずみ駆除事業、野ねずみ駆除事業補助金
(細事業名)	町有林野ねずみ駆除事業、野ねずみ駆除事業補助金

担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	産業振興課 林務係
調書作成者職氏名	技 師 辻 栄 浩 二

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	■ 登載事業 □ 非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	躍動感みなぎる産業のまち	雄武町森林整備事業計画
施策の項目の分類	林業の振興	【根拠法令等】森林環境保全整備事業実施要領
主要施策の分類	森林施業の計画的推進	【事務種類】 自治事務(その他・補助)

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	(Who)	民有林	受益者負担	(有)・無
事業の意図	(What)	カラマツ・トドマツ幼令林に対する野ねずみによる食害を未然に防ぐ		
事業の手段	(How)	殺鼠剤の散布		
事業の結果	(Outcome)	森林資源の確保や環境保全が図られた		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備 考】
殺鼠剤の散布、助成	殺鼠剤の散布	殺鼠剤の散布	殺鼠剤の散布	殺鼠剤の散布	殺鼠剤の散布	H10 ～ H19	373千円

【事業計画の達成状況】

(a) 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等

【本年度の事業実施スケジュール】

【町民への周知方法】

【関係機関・関係部署との役割分担】

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ(廃止・縮小)事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担

(1) 行政としての役割

ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
(エ) 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

(行政と民間のいずれが行うべきか)

(a) 行政が行うべきである
b 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

(説明)

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 (該当) 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 事業実施結果が及ぼす効果は明確であり、本町の森林資源確保や環境保全のためには必要な事業であると考えられます
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) (a) 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 毎年、空中散布や地上散布を計画的に行うことにより、野ねずみによる食害を未然に防ぐことができ、カラマツの造林推進が図られる
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) (a) 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 野ねずみの食害に弱いカラマツ・トドマツ幼令林に対して、殺鼠剤を空中より散布し、野ねずみの食害を未然に防止する

Ⅵ事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ (不 可)	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ (非該当) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (無) (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
【事業の対象・手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) (a) 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) (a) 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない (b) a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）
イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）
ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）
エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）
C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）
D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 A ― ア（※A選択の場合のみ） （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）

事務事業評価調書

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	8 － 16

事 業 名	林道維持管理事業
(計画事業名)	林道維持管理事業
(細事業名)	林道維持管理事業

担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	産業振興課 林務係
調書作成者職氏名	技 師 辻 栄 浩 二

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	■ 登載事業 □ 非登載事業
まちづくりの基本目標の分類	躍動感みなぎる産業のまち
施策の項目の分類	林業の振興
主要施策の分類	森林の多面的機能の推進

【総合計画以外の計画・指針等】

【根拠法令等】

【事務種類】 自治事務 (その他・単独)

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	(Who)	一般町民ほか	受益者負担	有 ・ (無)
事業の意図	(What)	通行車輌の安全確保を図るとともに、林業経営の安定化に資する		
事業の手段	(How)	路肩草刈、排水溝清掃、砂利補充の実施		
事業の結果	(Outcome)	林道は林業経営のみならず、レクリェーション、保健休養など様々な形で利用されており、適正な維持管理を行うことにより、多くの町民の利用が図られる		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備 考】
路肩草刈、排水溝清掃、砂利補充	路肩草刈等	路肩草刈等	路肩草刈等	路肩草刈等	路肩草刈等	H10 ～ H19	651千円

【事業計画の達成状況】

(a) 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等

【本年度の事業実施スケジュール】
業務期間 6月から10月 (予定)
請負業者 未 定

【町民への周知方法】

【関係機関・関係部署との役割分担】

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ (廃止・縮小) 事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担
(1) 行政としての役割
ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
(キ) 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

(行政と民間のいずれが行うべきか)
(a) 行政が行うべきである
b 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

(説明)

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 (該当) 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 林道の維持管理等は必要不可欠であり、一般道と同様の管理が必要と考えられます
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) (a) 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 林道は林業経営のみならず、レクリエーション・教育・保健休養など様々な形で利用されており、適正な維持管理を行うことにより多くの町民の利用が図られる
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) (a) 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 既設林道において草・灌木が繁茂し、見通しが悪く車両通行上危険な状況にあるので、路肩草刈と路面整正を実施する

VI事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ (不 可)	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ (非該当) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (無) (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
【事業の対象・手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) (a) 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) (a) 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) (a) 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）
イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）
ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）
エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）
C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）
D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 A ― ア（※A選択の場合のみ） （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）

事務事業評価調書

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	8 － 17

事 業 名	みどりと親しむ町民のつどい
(計画事業名)	緑と親しむ町民のつどい開催事業
(細事業名)	第13回みどりと親しむ町民のつどい

担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	産業振興課 林務係
調書作成者職氏名	技 師 辻 栄 浩 二

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	■ 登載事業 □ 非登載事業
まちづくりの基本目標の分類	自然と共生する快適環境のまち
施策の項目の分類	公園・緑地の整備
主要施策の分類	緑化の推進

【総合計画以外の計画・指針等】

【根拠法令等】

【事務種類】 自治事務 (その他・単独)

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	(Who)	一般町民	受益者負担	有 ・ (無)
事業の意図	(What)	緑豊かな住みよいまちとして発展させるとともに、「みどり」に対する意識の高揚を図る		
事業の手段	(How)	植樹や育樹の緑化活動		
事業の結果	(Outcome)	町民の緑化思想の高揚が図られ、「みどり」の大切さを理解し、守り育てる人づくりを進めることができる。		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備 考】
植樹や育樹の緑化活動	104名	78名	85名	80名	植樹、枝打ち	H10 ～ H19	370千円

【事業計画の達成状況】

(a) 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等

【本年度の事業実施スケジュール】
平成19年 6月 3日実施予定
植栽樹種 ｱｶｴｿﾞほか

【町民への周知方法】
新聞へのチラシ折込、ホームページに掲示

【関係機関・関係部署との役割分担】
地拵え等 ： 北海道開発局網走開発建設部
植樹等の指導 ： 網走西部森づくりセンター

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ (廃止・縮小) 事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担
(1) 行政としての役割
ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
(エ) 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

(行政と民間のいずれが行うべきか)
(a) 行政が行うべきである
b 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

(説明)

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 (ア) 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明) 漁組女性部による幌内川流域への植樹活動も独自に進められています
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 (該当) ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 自然とのふれあいや環境問題への関心が高まっている状況にあり、今後も継続して緑化活動を推進していく必要があるものと考えられます
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) (a) 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 多くの町民の参加を促すことにより、町民の緑化思想の高揚が図られ、「みどり」の大切さを理解し、「みどり」を守り育てる人づくりを進めることができる。
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) (a) 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 雄武町を緑豊かな住みよいまちとして発展させるためには、「みどり」に対する町民の意識の高揚を図る必要がある

Ⅵ事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ (不 可)	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ (非該当) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (無) (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
【事業の対象・手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) (a) 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) (a) 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない (b) a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）
イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）
ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）
エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）
C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）
D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 A ― ア（※A選択の場合のみ） （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）

事務事業評価調書

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	8 － 18

事 業 名	山火事予防対策事業（民有林火災予防巡視事業）	担当課・係名（上段：課名・下段：係名）	産業振興課
（計画事業名）	民有林火災予防巡視事業		林務係
（細事業名）	民有林火災予防巡視事業	調書作成者職氏名	技 師 辻 栄 浩 二

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	■ 登載事業 □ 非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	定住と交流を育むたくましい都市基盤のまち	雄武町地域防災計画、雄武町林野火災予消防対策要綱
施策の項目の分類	消防・防災体制の充実	【根拠法令等】
主要施策の分類	防火・防災意識の高揚	【事務種類】 自治事務（その他・単独）

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	（Who）	民有林	受益者負担	有 ・ (無)
事業の意図	（What）	林野火災の未然防止や早期発見		
事業の手段	（ How ）	巡視員の配置		
事業の結果	（Outcome）	昭和60年以降、町内で林野火災は未発生		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備 考】
巡視員の配置	3名	3名	3名	3名	巡視員の配置	H10 ～ H19	600千円

【事業計画の達成状況】
(a) 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

（説明）～事業執行上からの課題・町民からの意見等

【本年度の事業実施スケジュール】
巡視期間 5月 1日から6月15日まで

【町民への周知方法】
広報やホームページによる啓発

【関係機関・関係部署との役割分担】

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ（廃止・縮小）事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担
（1）行政としての役割
ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
(エ) 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

（行政と民間のいずれが行うべきか）
(a) 行政が行うべきである
b 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

（説明）

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 (該当) ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 山火事が発生すると大規模な災害に発展することが予想され、巡視活動はもとより警防意識の向上を図ることは必要である。
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) (a) 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 一般入林者等へ広く予防啓発を促すことにより、効果的な予防対策が行われるとともに、林野火災の早期発見が可能 となり、被害の拡大を防ぐことができる
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) (a) 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 雄武町における林野火災の絶滅を期するため、森林愛護組合をはじめ官民一体の取り組みを行っており、雄武町林野火災予消防対策協議会の決定に基づき、警防思想の普及宣伝や巡視活動等を実施する。

Ⅵ事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ (不 可)	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ (非該当) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (無) (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
【事業の対象・手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) (a) 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) (a) 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) (a) 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）
イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）
ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）
エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）
C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）
D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 A ― ア（※A選択の場合のみ） （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）

事務事業評価調書

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	8 ー 19

事 業 名	有害鳥獣駆除事業
(計画事業名)	有害鳥獣駆除事業
(細事業名)	有害鳥獣駆除事業

担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	産業振興課 林務係
調書作成者職氏名	技 師 辻 栄 浩 二

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	■ 登載事業 □ 非登載事業	
まちづくりの基本目標の分類	自然と共生する快適環境のまち	
施策の項目の分類	快適環境の創造	
主要施策の分類	自然環境、景観の保全と活用	

【総合計画以外の計画・指針等】

【根拠法令等】鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

【事務種類】 自治事務(その他・単独)

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	(Who)	一般町民	受益者負担	有 ・ (無)
事業の意図	(What)	有害鳥獣が住民生活に被害を及ぼすことから、被害の拡大を防ぐため有害鳥獣の駆除を実施する		
事業の手段	(How)	有害鳥獣の駆除		
事業の結果	(Outcome)	適宜に駆除事業を実施することにより、被害を最小限におさえることができる		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備 考】
有害鳥獣の駆除	ヒグマ 2頭	ヒグマ 1頭	ヒグマ 1頭	有害鳥獣の駆除	有害鳥獣の駆除	H10 ～ H19	947千円
	エゾシカ 1頭	エゾシカ 4頭	エゾシカ 34頭				
	ノイヌ 18頭	ノイヌ 1頭	ノイヌ 6頭				
	ドバト 13羽	ドバト 15羽	ドバト 11羽				
	カラス 530羽	カラス 523羽	カラス 521羽				

【事業計画の達成状況】

(a) 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等

【本年度の事業実施スケジュール】

【町民への周知方法】

【関係機関・関係部署との役割分担】
猟友会雄武部会に駆除を依頼

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ(廃止・縮小)事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担
(1) 行政としての役割
ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
(エ) 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

(行政と民間のいずれが行うべきか)
(a) 行政が行うべきである
b 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

(説明)

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 (ア) 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明) 猟友会雄武部会に所属していない狩猟者が、自家所有地内限定でエゾシカ、カラスなどの有害駆除を実施
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 (該当) ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 適宜に駆除事業を実施することにより、被害を最小限におさえることができる
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) (a) 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 適宜に駆除事業を実施することにより、被害を最小限におさえることができる
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) (a) 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 有害鳥獣が住民生活に被害を及ぼすことから、被害の拡大を防ぐため有害鳥獣の駆除を実施する

Ⅵ事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 (実施中) ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不 可	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること 有害鳥獣の駆除・捕獲は、猟友会雄武部会に依頼
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ (非該当) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (無) (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
【事業の対象・手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) (a) 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) (a) 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) (a) 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）
イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）
ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）
エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）
C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）
D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 A ― ア（※A選択の場合のみ） （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）

事務事業評価調書

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	8 ー 20

事 業 名	猟友会雄武部会運営補助金
(計画事業名)	猟友会雄武部会運営補助金
(細事業名)	猟友会雄武部会運営補助金

担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	産業振興課 林務係
調書作成者職氏名	技 師 辻 栄 浩 二

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	■ 登載事業 □ 非登載事業
まちづくりの基本目標の分類	自然と共生する快適環境のまち
施策の項目の分類	快適環境の創造
主要施策の分類	自然環境、景観の保全と活用

【総合計画以外の計画・指針等】

【根拠法令等】

【事務種類】 自治事務 (その他・単独)

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	(Who)	猟友会雄武部会	受益者負担	有 ・ (無)
事業の意図	(What)	猟友会雄武部会の円滑な運営を図る		
事業の手段	(How)	運営補助金の交付		
事業の結果	(Outcome)	猟友会雄武部会の円滑な運営が図られた		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備 考】
運営補助金の交付	運営補助金の交付	運営補助金の交付	運営補助金の交付	運営補助金の交付	運営補助金の交付	H10 ～ H19	170千円

【事業計画の達成状況】

(a) 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等

【本年度の事業実施スケジュール】

【町民への周知方法】

【関係機関・関係部署との役割分担】

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ (廃止・縮小) 事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担

(1) 行政としての役割

ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
(キ) 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

(行政と民間のいずれが行うべきか)

(a) 行政が行うべきである
b 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

(説明)

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 (ウ) 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) (a) 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明) 有害鳥獣捕獲は公共性の高い業務であり、狩猟免許等の特殊な資格や経験を必要とするため、行政が支援すべきである
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 (該当) ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 有害駆除事業における猟友会の果たす役割は大きく、町と猟友会との協力体制を整え、猟友会雄武部会の円滑な運営を図っていく必要がある
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) (a) 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 有害鳥獣駆除により農作物や森林の被害を最小限に防ぐとともに、安全講習会等の開催により違反行為及び事故の防止が図られた
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) (a) 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 有害駆除事業における猟友会の果たす役割は大きく、町と猟友会との協力体制を整え、猟友会雄武部会の円滑な運営を図っていく必要がある

Ⅵ事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ (不 可)	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ (非該当) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (無) (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
【事業の対象・手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) (a) 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) (a) 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない (b) a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）
イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）
ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）
エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）
C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）
D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 A ― ア（※A選択の場合のみ） （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）

事務事業評価調書

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	8 － 21

事　業　名	森林整備担い手対策推進事業
(計画事業名)	森林整備担い手対策推進事業
(細事業名)	森林整備担い手対策推進事業

担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	産業振興課 林務係
調書作成者職氏名	技 師 辻 栄 浩 二

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	■ 登載事業　□ 非登載事業
まちづくりの基本目標の分類	躍動感みなぎる産業のまち
施策の項目の分類	林業の振興
主要施策の分類	林業従事者の育成・確保

【総合計画以外の計画・指針等】

【根拠法令等】北海道森林整備担い手対策基金条例

【事務種類】　自治事務 (その他・補助)

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	(Who)	林業従事者	受益者負担	(有)・無
事業の意図	(What)	林業従事者の育成確保		
事業の手段	(How)	林業従事者への奨励金の支給		
事業の結果	(Outcome)	林業労働者の所得の向上が図られるともに労働力の確保が図られた		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備　考】
林業従事者への奨励金の支給	22名	24名	30名	25名	奨励金の支給	H10 ～ H19	456千円

【事業計画の達成状況】
(a) 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等

【本年度の事業実施スケジュール】
奨励金は、年内に北海道森林整備担い手支援センターから林業労働者に支払い予定

【町民への周知方法】

【関係機関・関係部署との役割分担】
北海道、町、事業主、林業従事者がそれぞれ掛金を負担

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ (廃止・縮小) 事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担
(1) 行政としての役割
ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
(キ) 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

(行政と民間のいずれが行うべきか)
(a) 行政が行うべきである
b 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

(説明)
林業従事者の育成確保を図るための財源として、平成5年に北海道が設置した「北海道森林整備担い手基金」65億円の運用益を活用して実施される事業で、林業従事者の就労日数 (120日/年以上) に応じ奨励金が支給される

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 (ウ) 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) (a) 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 (該当) 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 北海道森林整備担い手基金を活用した官民一体となった事業であり、従事者の所得の向上が図られるとともに労働力の確保につながる事業と考えます
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) (a) 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 官民一体となっての事業であり、森林作業員の就労の長期化、安定化及び福利厚生の向上が図られる
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) (a) 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 近年の林業を取り巻く状況は厳しいものがあり、林業従事者の減少・高齢化とも相まって本町林業の相対的な活力の低下が懸念されるので、林業事業体の体質強化や林業従事者の確保を図っていく必要がある

Ⅵ事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ (不 可)	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ (非該当) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (無) (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
【事業の対象・手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) (a) 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) (a) 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない (b) a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）
イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）
ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）
エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）
C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）
D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 A ― ア（※A選択の場合のみ） （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）

事務事業評価調書

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	8 ー 22

事 業 名	林業担い手対策事業(雄武林業親交会補助事業)	担当課・係名(上段:課名・下段:係名)	産業振興課
(計画事業名)	林業担い手対策事業		林務係
(細事業名)	林業担い手対策事業	調書作成者職氏名	技 師 辻 栄 浩 二

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	■ 登載事業 □ 非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	躍動感みなぎる産業のまち	
施策の項目の分類	林業の振興	【根拠法令等】
主要施策の分類	林業従事者の育成・確保	【事務種類】 自治事務(その他・単独)

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	(Who)	雄武林業親交会(林業従事者)	受益者負担	有 ・ (無)
事業の意図	(What)	林業従事者の育成確保		
事業の手段	(How)	振動障害検診の助成		
事業の結果	(Outcome)	定期健診を実施することにより、振動障害の早期発見につながり、就労の長期化・安定化並びに労働力の確保に寄与した		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備 考】
振動障害検診費用の助成	30名	30名	29名	30名	検診費用の助成	H10 ～ H19	182千円

【事業計画の達成状況】

(a) 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等

【本年度の事業実施スケジュール】

【町民への周知方法】

【関係機関・関係部署との役割分担】
関係機関 : 雄武林業親交会

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ(廃止・縮小)事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担
(1) 行政としての役割
ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
(キ) 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

(行政と民間のいずれが行うべきか)
(a) 行政が行うべきである
b 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

(説明)

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 (ウ) 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) (a) 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 (該当) 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 受診により職業病の予防が図られ、これにより就労の長期化、安定化が促進されるので、本町の林業労働力の確保に有効な事業と考えられる
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) (a) 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 就労条件の改善や安全対策を積極的に推進することにより、林業従事者の育成・確保が図られる
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) (a) 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 近年の林業を取り巻く状況は厳しいものがあり、林業従事者の減少・高齢化とも相まって本町林業の相対的な活力の低下が懸念されるので、林業事業体の体質強化や林業従事者の確保を図っていく必要がある

VI事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ (不 可)	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ (非該当) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (無) (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
【事業の対象・手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) (a) 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) (a) 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない (b) a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）
イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）
ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）
エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）
C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）
D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 A ― ア（※A選択の場合のみ） （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）

事務事業評価調書

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	8 － 23

事 業 名	21世紀北の森づくり推進事業補助金
(計画事業名)	21世紀北の森づくり推進事業
(細事業名)	21世紀北の森づくり推進事業

担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	産業振興課 林務係
調書作成者職氏名	技 師 辻 栄 浩 二

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	■ 登載事業 □ 非登載事業
まちづくりの基本目標の分類	躍動感みなぎる産業のまち
施策の項目の分類	林業の振興
主要施策の分類	森林施業の計画的推進

【総合計画以外の計画・指針等】
雄武町森林整備事業計画、森林施業計画

【根拠法令等】森林環境保全整備事業実施要領

【事務種類】 自治事務(その他・補助)

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	(Who)	森林所有者	受益者負担	(有)・無
事業の意図	(What)	公益的機能の高度発揮を目的とした造林を推進し、無立木地の解消を図る		
事業の手段	(How)	補助対象造林事業の補助残に係る助成		
事業の結果	(Outcome)	無立木地等の造林施業の推進が図られつつある		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備 考】
造林補助事業の補助残に係る助成	A＝54.2ha	A＝55.0ha	A＝53.2ha	A＝60.0ha	A＝385.0ha	H13 ～ H19	7,395千円

【事業計画の達成状況】
(a) 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等

【本年度の事業実施スケジュール】

【町民への周知方法】

【関係機関・関係部署との役割分担】
関係機関 : 北海道

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ(廃止・縮小)事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担
(1) 行政としての役割
ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
(キ) 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

(行政と民間のいずれが行うべきか)
(a) 行政が行うべきである
b 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

(説明)

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障･展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 (ウ) 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的･効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) (a) 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種･類似事業の増加･充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間･市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 該当 ・ (非該当) (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) (a) 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 森林資源内容の充実と生産力の増強が図られ、併せて、森林の持つ多様な機能が高度に発揮されつつある
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) (a) 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野･地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 無立木地における広葉樹などの造林や天然林の針広混交林化など、公益的機能の高度発揮を目的とした造林を推進するため、北海道と連携し、より一層の森林所有者の負担軽減を図る必要がある

Ⅵ事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金･ノウハウの導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ (不 可)	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ (非該当) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国･道補助負担金の一般財源化または縮減･廃止の可能性 有 ・ (無) (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
【事業の対象･手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) (a) 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) (a) 適切である b 現在の対象･手段に改善余地がある c 別の対象･手段を加える、又は別の対象･手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない (b) a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）
イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）
ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）
エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）
C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）
D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 A ― ア（※A選択の場合のみ） （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）

事務事業評価調書

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	8 － 24

事 業 名	森林整備地域活動支援交付金
(計画事業名)	森林整備地域活動支援交付金
(細事業名)	森林整備地域活動支援交付金

担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	産業振興課 林務係
調書作成者職氏名	技 師 辻 栄 浩 二

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	■ 登載事業 □ 非登載事業	
まちづくりの基本目標の分類	躍動感みなぎる産業のまち	
施策の項目の分類	林業の振興	
主要施策の分類	森林施業の計画的推進	

【総合計画以外の計画・指針等】

【根拠法令等】 雄武町森林整備地域活動支援交付金実施要領

【事務種類】 自治事務 (その他・補助)

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	(Who)	森林所有者等 (協定を締結し、地域活動を行う者)	受益者負担	有 ・ (無)
事業の意図	(What)	「森林施業計画」の確実な実施を促進し、森林整備を着実に推進する		
事業の手段	(How)	交付金の交付		
事業の結果	(Outcome)	計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な「森林の現況調査」や「その他の地域における活動」が実施された		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備 考】
交付金の交付	54団地	53団地	51団地		交付金の交付	H14 ～ H18	38,210千円

【事業計画の達成状況】

(a) 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等

【本年度の事業実施スケジュール】

【町民への周知方法】

【関係機関・関係部署との役割分担】
関係機関 ： 雄武町森林組合

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ (廃止・縮小) 事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担
(1) 行政としての役割
ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
(キ) 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

(行政と民間のいずれが行うべきか)
(a) 行政が行うべきである
b 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

(説明)

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 該当 ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) (a) 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 本制度の一番の目的は、「森林施業計画」の確実な実施を促進し、森林整備を着実に推進することにあり、町が今まで取組みを進めている「21世紀北の森づくり推進事業」、「除間伐奨励事業」等と併せた一体的な支援を行うことによって、民有林の整備促進が図られる
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) (a) 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう適切な森林整備の促進を図る観点から、森林所有者による森林施業の実施に不可欠な森林の現況の調査などの地域活動を支援する

VI事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ (不 可)	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ (非該当) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (無) (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
【事業の対象・手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) (a) 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) (a) 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない (b) a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

Ⅶ事業の方向性

[来年度に向けた事業の方向性]

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）

イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）

ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）

エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）

C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）

D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 B ― ※A選択の場合のみ （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）

事務事業評価調書

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	8 ー 25

事 業 名	被害地等森林整備事業
(計画事業名)	被害地等森林整備事業
(細事業名)	被害地等森林整備事業

担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	産業振興課 林務係
調書作成者職氏名	技 師 辻 栄 浩 二

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	□ 登載事業 ■ 非登載事業	
まちづくりの基本目標の分類	自然と共生する快適環境のまち	
施策の項目の分類	快適環境の創造	
主要施策の分類	自然環境・景観の保全と活用	

【総合計画以外の計画・指針等】
指定被害地造林の指定

【根拠法令等】森林法

【事務種類】 自治事務 (その他・補助)

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	(Who)	町有林	受益者負担	有 ・ (無)
事業の意図	(What)	平成16年9月の台風18号により被害を受けた町有林の復旧		
事業の手段	(How)	被害木等の伐採及び搬出、被害木等の伐採跡地における造林		
事業の結果	(Outcome)	森林被害の早期復旧を図ることにより、森林の有する多面的機能の回復、二次被害の防止が図られる		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備 考】
被害木等の整理、跡地造林		被害木の整理	跡地造林	被害木等の整理、造林	被害木等の整理、造林	H17～H19	3,129千円
		A=3.88ha	A=3.88ha	A=4.77ha	A=7.35ha		

【事業計画の達成状況】
(a) 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等

【本年度の事業実施スケジュール】
事業期間 7月～10月 (予定)

【町民への周知方法】

【関係機関・関係部署との役割分担】

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ (廃止・縮小) 事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担
(1) 行政としての役割
ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
(エ) 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

(行政と民間のいずれが行うべきか)
(a) 行政が行うべきである
b 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

(説明)

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 該当 ・ (非該当) (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) (a) 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 森林被害の早期復旧を図ることにより、森林の有する多面的機能の回復、二次被害の防止が図られる
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) (a) 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 平成16年9月の台風18号により町内全域において風倒木による被害が発生し、森林の公益的機能を早急に回復するため、1日も早い復旧が必要となっている

Ⅵ事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ (不 可)	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ (非該当) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (無) (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
【事業の対象・手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) (a) 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) (a) 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) (a) 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）

イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）

ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）

エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）

C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）

D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 A ― ア（※A選択の場合のみ） （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明） 平成１７～１９年度の３ヵ年で復旧を完了させるため、計画的な事業の執行に努める	（説明）

事務事業評価調書

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	8 － 26

事 業 名	森林整備推進事業
(計画事業名)	森林整備推進事業
(細事業名)	森林整備推進事業

担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	産業振興課 林務係
調書作成者職氏名	技 師 辻 栄 浩 二

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	■ 登載事業 □ 非登載事業
まちづくりの基本目標の分類	躍動感みなぎる産業のまち
施策の項目の分類	林業の振興
主要施策の分類	森林施業の計画的推進

【総合計画以外の計画・指針等】
雄武町森林整備事業計画、森林施業計画

【根拠法令等】森林環境保全整備事業実施要領

【事務種類】 自治事務(その他・補助)

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	(Who)	森林所有者	受益者負担	(有)・無
事業の意図	(What)	民有林の森林整備の促進、地域林業の振興		
事業の手段	(How)	森林所有者の負担軽減		
事業の結果	(Outcome)	森林施業が促進され、森林の健全な育成と多面的機能の向上が図られつつある		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備 考】
森林所有者への助成			除間伐 A＝221ha	除間伐 A＝250ha	除間伐 A＝488ha	H18 ～ H19	3,484千円
			下刈 A＝304ha	下刈 A＝350ha	下刈 A＝627ha		

【事業計画の達成状況】
(a) 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等

【本年度の事業実施スケジュール】

【町民への周知方法】

【関係機関・関係部署との役割分担】
事業主体 : 雄武町森林組合

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ(廃止・縮小)事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担
(1) 行政としての役割
ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
(キ) 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

(行政と民間のいずれが行うべきか)
(a) 行政が行うべきである
b 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

(説明)

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障･展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的･効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種･類似事業の増加･充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間･市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 該当 ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 森林所有者の負担が軽減されることにより、実施面積が拡大するとともに、適正な森林管理がなされ、森林の持つ公益的機能が高度発揮されつつある
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野･地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 森林を管理する上で必要不可欠な間伐や下刈の保育を適切に行う森林所有者の負担軽減を図りながら、公益的機能の高い森林の育成を促進し、健全な雄武町の森林づくりを推進する。

Ⅵ事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金･ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不 可	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国･道補助負担金の一般財源化または縮減･廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
【事業の対象･手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象･手段に改善余地がある c 別の対象･手段を加える、又は別の対象･手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）
イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）
ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）
エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）
C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）
D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 A ― ア（※A選択の場合のみ） （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）

事務事業評価調書

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	8 ー 27

事 業 名	森林災害復旧造林事業
(計画事業名)	森林災害復旧造林事業
(細事業名)	森林災害復旧造林事業

担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	産業振興課 林務係
調書作成者職氏名	技 師 辻 栄 浩 二

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	□ 登載事業 ■ 非登載事業	
まちづくりの基本目標の分類	自然と共生する快適環境のまち	
施策の項目の分類	快適環境の創造	
主要施策の分類	自然環境・景観の保全と活用	

【総合計画以外の計画・指針等】
森林災害復旧造林事業実施計画

【根拠法令等】 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

【事務種類】 自治事務 (その他・補助)

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	(Who)	町有林	受益者負担	有 ・ (無)
事業の意図	(What)	平成16年9月の台風18号により激甚災害を受けた町有林の復旧		
事業の手段	(How)	被害木等の伐採及び搬出、被害木等の伐採跡地における造林		
事業の結果	(Outcome)	森林被害の早期復旧を図ることにより、森林の有する多面的機能の回復、二次被害の防止が図られる		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備 考】
被害木等の整理、跡地造林		被害木の整理	跡地造林		被害木等の整理、造林	H17～H18	3,045千円
		A=4.08ha	A=4.08ha		A=4.08ha		

【事業計画の達成状況】
(a) 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等

【本年度の事業実施スケジュール】

【町民への周知方法】

【関係機関・関係部署との役割分担】

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ (廃止・縮小) 事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担
(1) 行政としての役割
ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
(ウ) 市場原理が働かない財・サービスの提供
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

(行政と民間のいずれが行うべきか)
(a) 行政が行うべきである
b 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

(説明)

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障･展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的･効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種･類似事業の増加･充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間･市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 該当 ・ (非該当) (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) (a) 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 森林被害の早期復旧を図ることにより、森林の有する多面的機能の回復、二次被害の防止が図られる
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) (a) 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野･地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 平成16年9月の台風18号により町内全域において風倒木による被害が発生し、森林の公益的機能を早急に回復するため、1日も早い復旧が必要となっている

Ⅵ事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金･ノウハウの導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ (不 可)	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ (非該当) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国･道補助負担金の一般財源化または縮減･廃止の可能性 有 ・ (無) (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
【事業の対象･手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) (a) 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) (a) 適切である b 現在の対象･手段に改善余地がある c 別の対象･手段を加える、又は別の対象･手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) (a) 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

Ⅶ事業の方向性

[来年度に向けた事業の方向性]

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）

イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）

ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）

エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）

C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）

D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 B ― ※A選択の場合のみ （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）